



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人石川経営レポート

479号

今月の視点

税制改正の要点チェックポイント

～会社経営と自分たちのくらしのために～

昨年末の総選挙後に公表された、平成27年度与党税制正大綱は、12月30日に決定という慌ただしさだった。それ故、経済再生政策アベノミクスなどで補助金の大盤振舞(今年の大きなポイント!)や世代間の資産シフト促進などの重点政策で官邸主導の内容が多く盛り込まれています。

(1) 再調査の制限の対象となる税制調査の見直し

調査が終了した後において新たに得られた情報に照らし非違がある時は再調査を行うことができる規定について、再調査の前提となる前回調査の範囲を『実地の調査』に限ることとし、前回調査が『実地調査以外の調査』である場合には、新たに得られて情報が無い場合であっても再調査を行うことができるとされました。

(2) 無申告加算税の免除期間免除

期限内申告を提出する意思があったと認められる無申告は、法定期限から2週間から1ヶ月以内に延長となります。

(3) 財産債務調査の創設

これまでの「財産債務明細書」に代わって登場しました。従来の明細書は、年間の所得が2千万円超の人を対象として、財産の種類、数量および金額を目録にして確定申告書に添付させるものでしたが、新しい「調書」は、財産の所在、有価証券の銘柄など、より詳しい内容の記載を求めています。26年1月からスタートした国外財産調書と同様に、過少申告があった時に当該財産を調書に記載していれば加算税を5%加算するという特例処置が盛り込まれています。提出対象は所得2千万円超かつ、財産の価値が3億円以上か金融資産価値が1億円以上の人と明細書より狭まっています。

創立40周年感謝の集い「元気の出る会社づくり」

詳細は同封のチラシをご覧ください

(4) マイナンバー制 個人及び法人番号スタート

平成27年10月1日から住民票のある全国民及び法人に対して社会保障、税番号の通知が始まります。通知カードが送られ来年1月4日以降、市町村に持参してICチップがついたカードと交換することになります。当面は税金と社会保障のみの利用ですが、2年をめぐりに銀行等の預貯金情報を管理されます。

(5) 税務書類のスキヤナ保存

これまでスキヤナ保存がゆるされていたのは3万円未満領収書のみでしたが、この対象書類の要件を撤廃し、すべての書類をスキヤナ保存で代用することが可能となります。また書類の取扱規定を整備・実施することを条件に、これまで必要だった税務署長への事前申請も不要になります。29年1月からは、e-Taxなどを利用して電子申告をする際に、スキヤナしたイメージデータによる提出も確められます。

(6) 法人税の実税率引き下げ

企業の「かせぐ力」を強化し経済成長を促進させるとして、34.62%となっていた効税率を今年度からは32.11%に引下げました。28年度にはさらに31.33%まで引き下げます。安倍政権は28年度以降も20%台を目標に法人実効税率引き下げを継続していく方針です。資本金等が1億円以下または資本等を持たない中小法人は、軽減税率19%に加えて各事業年度の所得金額のうち800万円以下の部分については15%に軽減する特例が設けられています。この特例は今年3月末までの特例措置となっていました、2年間延長されました。

(7) 受取配当金の益金不算入制度の見直し

持ち株比率4分1以上の関連会社などから受け取る配当は全額非課税、4分1未満は5割が課税対象となっていたところを、非課税となるのは持ち株比率3分1超の関連会社からの配当に縮小し、3分の1以下の関連会社の配当については5割、比率が5%以下の会社からの配当金については8割に課税対象を拡大した。

(8) 所得拡大促進税制の拡大

税額控除を受けるための要件が緩和されました。これまでは大企業・中小企業にかかわらず、28年4月1日以降に始まる事業年度では5%以上の給与等支給額の増加が必要とされてきました。これを、中小企業は一律3%に引き下げました。大企業については、28年4月1日から開始する事業年度は4%、29年4月1日以降に始まる事業年度は5%となります。

(9) 研究開発税制の見直し

他社・他機関との連携によって技術開発を行うオープンイノベーション(OI)型が大幅に拡大されました。OI型を総額型から独立分離させて別枠で上乗せできるようになりました。

これまで12%だったところを、企業間の共同研究で20%、大学・特別試験研究機関などの共同・委託研究については30%へと大幅に引き上げ、研究対象費に、大企業が中小・ベンチャー企業の持つ技術を使用する際などに支払う知的財産権使用料が追加されました。控除しきれなかった額を翌年に繰り越せる繰越控除制度は廃止されました。

(10) 地方拠点税制の創設

地方進出企業や、すでにある地方拠点を強化する企業に税優遇を設ける制度が創設されます。30年3月31日までに移転計画の承認を受けた企業を対象に、承認から2年以内

に取得した建物などについて、大都市圏から地方に移転させると特別償却25%または税額控除7%(承認が29年度なら4%)、すでにある地方拠点を強化させると特別償却15%または税額控除4%(同2%)が認められます。また雇用促進税制でも地方進出企業を優遇します。適用年度および前年度に事業主の都合の離職者がいないこと、前年度に比べて給与が一定以上増加していること、雇用保険一般保険者の数が前期に比べて5人以上かつ10%以上増加していることなどを要件に、雇用増加1人あたり50万円の税額控除が受けられます。大都市から地方に移転させる場合は、さらに30万円の増額控除が上乘せされる内容となっています。適用開始は改正地域再生法の施行日となっており、同法は現在開催中の通常国会で成立する見通しです。

(1 1) 出国時所得税課税制度の創設

シンガポールや香港など株式の売却が非課税となる国に移住してから株式を売買して課税逃れをする富裕層が増加しているとして、有価証券などの金融資産を1億円以上持つ人を対象に、出国する段階で国内での株式売却と同じ税率20%の所得税・個人住民税を課税する。まだ手元にない「利益」に対して課税することから、納税資金が手元にない可能性を考慮して5年の納税猶予が認められる。また株式の売却を行わずに帰国した場合には納税義務は免除されます。

(1 2) 特別資産の買換特例(9号特例)の見直し

事業用の土地や建物を買換える譲渡益にかかる課税の繰り延べを認める特例処置の繰り延べ割合が見直されました。一律80%となっていたところを、新たに取得する土地建物が東京23区内の場合は70%、首都圏近郊や近畿圏の都市部、名古屋市の一部など定められた都市圏である場合は75%に縮減されました。見直しに合わせて、27年末までとなっていた期限が年3月末まで延長されました。

(1 3) ふるさと納税の拡大

寄付に対する税額控除の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。ただし住民税は前年の所得などを基に算定されるため、実際に2倍の額が税額控除されるのは28年度の住民税となるので注意が必要です。また給与所得者などもともと確定申告が必要ない人を対象にした「ふるさと納税ワンステップ制度」が創設されました。寄付先が5つ以下なら、住民税の税額控除を受ける際に確定申告が不要になります。寄付先の自治体が納税者に代わって増額控除の手続きを行い、税額控除されるのが住民税に一本化されます。

(1 4) 住宅ローン減税、すまい給付金の延長

住宅ローンを組んだ人が、ローン残高が住宅の取得対価のいずれか少ない方の金額の1%を、10年間にわたって所得税から控除できる「住宅ローン減税」31年6月末まで1年半延長されました。控除額は、耐震性や保存性に優れた長期優良住宅・低炭素住宅などは10年間で最大5千万円、それ以外の住宅は10年間で最大4千万円となっています。また住宅ローン減税の恩恵を十分に享受できない低所得者層向けの「すまい給付金」も、同じく31年6月末まで延長されました。

(1 5) 相続税・贈与税の事業承継税制の範囲拡大

人間の心情として、わが子には厳しい反面、孫に対してはどうでしょうか。目に入れても痛くないほどかわいい孫。たっぷりの愛情や思い出はもちろん、できれば大切な預金や株など財産も遺してあげたいところです。それは景気対策にもなり、税制でも後押しをしています。

先代の生存中に二代目が三代目に株式を「再贈与」した時には、二代目の贈与税納税義務が免除されることとなりました。事業承継税制は要件の複雑さや優遇内容の物足りなさなどから利用が伸び悩んでいますが、25年度税制改正で第三者への事業承継についての適用が認められたことに引き続き、27年度税制改正でも利便性が高まったことで、今後の利用増加が期待されます。

(16) 結婚・出産・子育て資金の一括贈与の非課税特例の創設

結婚・出産・育児資金目的に限り、20歳以上50歳未満の子や孫への一括贈与を受贈者1人あたり1千万円まで非課税にする新制度が創設されました。挙式費用・新居の住居費・引っ越し費用・妊娠治療・出産費用・産後ケア費用・子どもの医療費・子どもの保育費（ベビーシッター代も含む）などが対象となります。贈与者は金融機関に専用の口座を開設し、1千万円を上限（結婚資金に限れば300万円）として資金を拠出します。受贈者はそこからお金を引き出して利用するたび、領収書等を金融機関に提出し、目的にかなった出費かどうかをチェックされます。非課税上限は1千万円だが、受贈者が50歳に到達するか、贈与者が死亡した場合には、その時点での使い残しがそれぞれ贈与税か相続税の課税対象となりますので注意が必要です。

(17) 住宅取得等資金・教育資金の非課税贈与特例の拡充

住宅取得等資金贈与の非課税特例は、26年末を期限としていたが、これを31年6月末まで延長しました。非課税枠は省エネ・耐震・バリアフリーなどの性能に優れた住宅については最大3千万円、それ以外の住宅については最大2500万円。非課税限度額が消費税率8%時と10%時で変わるので注意が必要です。また教育資金の一括贈与の非課税特例は、31年3月末まで延長されました。これまで「教育資金」の範囲として、入学金・授業料、教材費・修学旅行費、学習塾の費用などが該当するとされてきたが、新たに通学定期代や留学渡航費などを追加されました。

(18) 消費税率の引き上げ

10%への再増税を29年4月1日に行うことを決定しました。経済の状態次第で増税を延期する旨を盛り込んだ附則18条第3項、いわゆる「景気条項」は削除しました。政府は消費増税に合わせて、生活必需品に限定して税率を下げる「軽減税率」の導入に向けた検討も進めていく構えですが、税理士の団体である日本税理士連合会（日税連）をはじめとして導入に反対する声も多く、調整は難航必至とみられます。

(19) 特定空き家への固定資産税特例の撤廃

家屋が建っている「住宅用地」の課税標準額が更地（固定資産税評価額）の6分の1となる固定資産税の特例が空き家放置の原因となっているとして、自治体が認定した「特定空き家」が特例の対象から除外されます。自治体に危険とみなされた空き家は、固定資産税が6倍に跳ね上がることとなります。固定資産税は毎年1月1日時点での所有者に課税されるため、実際に改正が反映されるのは28年度分からとなるが、「再利用のあてがないから」と理由で空き家を放置している不動産オーナーは早急な対応が必要でしょう。

ご質問・ご意見などがありましたらどうぞお気軽にお寄せいただけたら幸いです。

石川 光男

今月のセミナー

※ 各セミナー共、事前のお申込みをFAXにてお願いします。

1. 5月 20日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー

平成27年度税制改正

『特定資産買換特例の実務対応チェック事項』

講師 柴田 和浩 時間 18:00～19:00

会費 会員 500円 一般 1,000円

場所 石川経営3Fセミナールーム

2. 5月 25日 (月) 創業融資・創業支援セミナー

『～創業融資・創業支援のための会社設立方法とは?～』

講師 石川 光男 時間 17:30～19:30

会費 無料

場所 石川経営3Fセミナールーム

3. 6月 10日 (水) マナー研修

『ビジネスマンのマナー研修』

講師 榊原 将文 時間 11:00～14:00 (昼食付)

会費 会員 500円 一般 1000円

場所 石川経営3Fセミナールーム

人生の四苦の意味 (丸山敏雄一日一話より)

いわゆる人生の四苦の第一、肉体の苦痛は、精神のゆがみ、生活の不自然の影にすぎぬ。

第二、物質についての悩みは、いやしい欲心のかたまりの反映である。物の欠乏は、心の欠乏の影である。

第三、他人にこうあって欲しいと求めるところは、己が至らぬことの反映にすぎない。ただ自分が改まれば、すべてが解決する。

第四、幸福も、名誉も地位も、自分のものではない、天与のもの。ただまっしぐらに、今の仕事、今の方向を進めばよい。

法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。

1. 5月 13日 (水) 幹部研修

講師 石川 元章 氏

テーマ 「平成27年度版 第六講」

時間 PM 19:00 ~ PM 20:00 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

2. 5月 14日 (木) 第477回 経営者モーニングセミナー

講師 石川 元章 氏

テーマ 「変わらなければ続かない」

時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

3. 5月 21日 (木) 第478回 経営者モーニングセミナー

テーマ 「会員スピーチ」

時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

4. 5月 28日 (木) 第479回 経営者モーニングセミナー

テーマ 「後継者倫理塾で学んだこと」

講師 磯貝 幸弘 氏

サブテーマ 「実践を通しての変化」

講師 山下 貴史 氏

サブテーマ 「愛知県後継者倫理塾を通しての学」

講師 鈴木 大崇 氏

サブテーマ 「感謝と実践」

時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15

TEL 052-331-6411

客を迎える心（丸山敏雄一日一話より）

掃除がよく行き届いて、装飾された店は、何とも言えぬすがすがしさです。こうした中にいる人の心は、うきうきと朗らかな喜びと一種のハズミをもって、生き生きとしています。その空気、雰囲気にはきつけられて、お客も来るというものです。

心は、形に見えませんが、人にわからず、まわりに響きはないようですけれども、決して決してそうではありません。いちいちピンピンとはねかえるほど響き、応えてくれるものだとお考えください。

5月の税務と労務

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・ 3月の決算法人の確定申告、納税 | 期限（ 6月 1日 ） |
| ・ 9月の決算法人の中間申告、納税 | 期限（ 6月 1日 ） |
| ・ 9月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限（ 6月 1日 ） |
| ・ 4月分源泉所得税納付 | 期限（ 5月11日 ） |
-

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp